三　当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ　［略］

ロ　当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

［四・五　略］

［2～4　略］

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第十二条の四の九　長期信用銀行は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第十二条の四の十　長期信用銀行は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、長期信用銀行の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十八条の二　銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ⑾、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

［一・二　略］

三　長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑭から⑱までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［⑴～⑮　略］

⑯　信託勘定有価証券残高（⑰に掲げる事項を除く。）

⑰　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

⑱　［略］

ハ　［略］

［四～七　略］

2　［略］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

［四・五　同上］

［2～4　同上］

［条を加える。］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

［条を加える。］

第十八条の二　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑭から⑰までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［⑴～⑮　同上］

⑯　信託勘定有価証券残高

［加える。］

⑰　［同上］

ハ　［同上］

［四～七　同上］

2　［同上］